

毎週火、金曜日発行(但
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

告示

◇告示 海面における漁場ごとの漁業権の免許の内
目次 容たるべき事項等

鳥取県告示第百七十七号
漁業法(昭和二十四年法律第百六十七号)第十一条
第二項の規定により、海面における漁場ごとの漁業権の

免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和三十八年七月十五日

鳥取県知事 石 破 三 朗

一 公示番号 海共第七十九号

二 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ 漁業 一月一日

てんぐさ 漁業 十二月一日

あまのり(い) 漁業 〃

つのまた 漁業 〃

ほんざわら 漁業 〃

はのり 漁業 〃

わかめ 漁業 〃

て囲まれた区域

基点第三号 福部村鳥取市界
基点第四号 鳥取市気高町界

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、関係地区 鳥取県鳥取市

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

一、公示番号海共第八十一号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ

あまのり(いわのり)

つのまた

ほんだわら

はばのり

ふのり

むかでのり

もづく

いぎす

あわび

さざえ

いがい

はまぐり

あさり

ばい

かき

たこ

うに

えむし

なまこ

第三種共同漁業

いわし地びき網漁業

(一) 漁場の位置

鳥取県気高郡気高町、青谷町及び東伯郡泊村、羽合町地先

(二) 漁場の区域

次の基点第四号から零度の線、基点第五号から五度の線及び最大高潮時海岸線並びに同線から巨岸最大一、〇〇〇メートルの線によって囲まれた区域

基点第四号 鳥取市気高町界

基点第五号 羽合町北条町界

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、関係地区 鳥取県気高郡気高町、青谷町及び東伯郡泊村、羽合町

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

一、公示番号海共第八十二号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業

わかめ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ

あまのり(いわのり)

つのまた

ほんだわら

はばのり

ふのり

むかでのり

もづく

いぎす

あわび

さざえ

いがい

第三種共同漁業

はまぐり	あさり	ばい	かき	たこ	うに	えむし	なまこ	いわし	はまち
地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業

(二) 漁場の位置 鳥取県東伯郡北条町、大栄町及び東伯町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第五号から五度の線、基点第六号から零度の線及び最大高潮時海岸線並びに同線から巨岸最大一、〇〇〇メートルの線によって囲まれた区域

基点第五号 羽合町北条町界

基点第六号 東伯町赤碓町界

- 三、制限又は条件 なし
- 四、免許予定日 昭和三十八年九月一日
- 五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで
- 六、関係地区 鳥取県東伯郡北条町、大栄町及び東伯町
- 七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

一 公示番号海共第八十三号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類、漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 わかめ 漁業 一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ

あまのり(いわのり)

つのみた

ほんだわら

(一) 第三種共同漁業

はまぐり	あさり	ばい	かき	たこ	うに	えむし	なまこ	いわし	はまち
地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業	地びき網漁業

鳥取県東伯郡赤碓町及び西伯郡中山町

名和町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第六号とイを結ぶ線とイロ間

最大高潮時巨岸最大一、〇〇〇メートルの線、ロ

ハの線とハニ間最大高潮時巨岸最大一、五〇〇メートルの線及び基点第八号とニを結ぶ線、並びに

最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第六号 東伯町赤碓町界

基点第七号 中山町名和町界

基点第八号 名和町大山町界

イ、基点第六号から零度一、〇〇〇メートルの点

ロ、基点第七号から零度一、〇〇〇メートルの点

ハ、基点第七号から零度一、五〇〇メートルの点

ニ、基点第八号から三百四十二度一、五〇〇メートルの点

ルの点

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

年八月二十日まで

六、関係地区 鳥取県米子市。ただし、二本木、彦名、大崎及び腹津を除く。

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

一、公示番号 海共第八十六号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第二種共同漁業 かに底刺網漁業、十一月一日から十二月三十一日まで

さより刺網

第三種共同漁業 ぼら地びき網

いわし

あじ

さば

(二) 漁場の位置 鳥取県米子市地先

(三) 漁場の区域 次の基点第九号から十九度三十分の線、基点第十号から六十六度の線及び最大高潮時海岸

線並びに同線から巨岸最大二、〇〇〇メートルの線によって囲まれた区域

基点第九号 日吉津村米子市西界

基点第十号 米子市境港市界

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、関係地区 鳥取県米子市。ただし、二本木、彦名、大崎及び腹津を除く。

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

一、公示番号 海共第八十七号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 はまぐり漁業 一月一日から十二月三十一日まで

えむし

あさり

なまこ

ばい

まてがい

たこ

第二種共同漁業 小型定置網

(二) 漁場の位置 鳥取県境港市地先

(三) 漁場の区域 次の基点第十号、イ、ヌ、リ、ロ、チ、ト、ホ及びニを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第十号 米子市境港市界

基点第十一号 境港市旧灯台

基点第十二号 鳥根県八東郡美保関町大字美保関福浦界

イ、基点第十号から六十六度一五〇〇メートルの点

ロ、基点第十一号から八十七度の線と基点第十三号から百七十二度の線との交点

ハ、境港防波堤接岸点

ニ、ハから第一の曲りに至る右肩の線と、南方一、〇〇〇メートルの間隔の平行線と最大高潮時海岸線との交点

基点第十三号 境港市防波堤先端灯台

ホ、ニから前記平行線上沖出し八八〇メートルの点

ハ、境港防波堤第一の曲り及び第二の曲りの中心点を結んだ線から東方一、〇二二、〇九メートルの間隔の平行線と同防波堤との交点

ト、ハから前記平行線上二八〇メートルの点

チ、ヘ、トの線と基点第十一号ロの線との交点

リ、基点第十三号から百七十二度一、〇〇〇メートルの点

ヌ、リから二百二十四度一、九三〇メートルの点

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、関係地区 鳥取県境港市。ただし、渡、森岡、小篠

- 津(通称三軒家)及び外江町を除く。
- 七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで
- 一、公示番号 海共第八十八号
- 二、免許の内容たるべき事項
 - (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 - 漁業種類 漁業の名称 漁業時期
 - 第二種共同漁業 さより刺網漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 - かに底刺網
 - 第三種共同漁業 ぼら地びき網漁業
 - せいご地びき網
 - いわし
 - あじ地びき網
 - さば
- (二) 漁場の位置 鳥取県境港市地先
- (三) 漁場の区域 次の基点第十号、イ、ヌ、ロ、チ、ト、ホ及びニを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第十号 米子市境港市界

- 基点第十一号 境港市旧灯台
- 基点第十二号 鳥根県八束郡美保関町大字美保関 福浦界
- イ、基点第十号から六十六度二、〇〇〇メートルの点
- ロ、基点第十一号から八十七度の線と基点第十二号から百七十二度の線との交点
- ハ、境港防波堤接岸点
- ニ、ハから第一の曲りに至る右肩の線と、南方一、〇〇〇メートルの間隔の平行線と最大高潮時海岸線との交点
- ホ、ニから前記平行線沖出し八八〇メートルの点
- ヘ、境港防波堤第一の曲り及び第二の曲りの中心点を結んだ線から東方一、〇二二、〇九メートルの間隔の平行線と同防波堤との交点
- ト、ヘから前記平行線上二八〇メートルの点
- チ、ヘトの線と基点第十一号ロの線との交点
- ヌ、基点第十二号から百七十二度二、〇〇〇メートル

- ルの点
- 三、制限又は条件 なし
- 四、免許予定日 昭和三十八年九月一日
- 五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで
- 六、関係地区 鳥取県境港市。ただし、渡、森岡、小篠津(通称三軒家)を除く。
- 七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで
- 一、公示番号 海共第八十九号
- 二、免許の内容たるべき事項
 - (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
 - 漁業種類 漁業の名称 漁業時期
 - 第二種共同漁業 雑魚ます網漁業 一月一日から十二月三十一日まで
 - 雑魚ふくろ網
- (二) 漁場の位置 鳥取県米子市及び境港市地先
- (三) 漁場の区域 次の基点第十四号、イ、ロ、ハ、チ、

- リ及び基点第十六号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第十四号 鳥取県鳥根県界
- イ、鳥根県安来市萱島東端
- ロ、イと鳥根県亀島を見通した線と、同県松島南東端と同県高留鼻を見通した線との交点
- 基点第十五号 鳥取県渡漁港左堤防先端
- 基点第十六号 鳥取県外江町灯台
- ハ、基点第十五号から百九十度一、七〇〇メートルの点
- チ、基点第十五号から百九十度五五〇メートルの点
- リ、基点第十六号から二百五十六度二五〇メートルの点
- 三、制限又は条件 なし
- 四、免許予定日 昭和三十八年九月一日
- 五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、関係地区 鳥取県米子市(大篠津、和田、富益、二本木及び夜見を除く。)及び境港市外江町、渡、小篠津(通称三軒家)

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十八年八月三十一日まで

一、公示番号 海区第七号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業 時間

第一種区画漁業 かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置 鳥取県境港市外江町地先

(三) 漁場の区域 次の基点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第一号 外江町字荒山千六百六十三番地、同町字内荒山千六百六十四番地界

イ、基点第一号から四度八二メートルの

点
ロ、基点第一号から四度一二五メートルの点

基点第二号 外江町海上自衛隊境連絡所 東門柱

点
ハ、基点第二号から四度二〇メートルの点

ニ、基点第二号から四度四六メートルの点

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、地元地区 鳥取県境港市外江町

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十二年八月三十一日まで

一、公示番号 海区第八号

二、免許の内容たるべき事項

三、制限又は条件 なし

四、免許予定日 昭和三十八年九月一日

五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで

六、地元地区 鳥取県境港市外江町

七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十二年八月三十一日まで

一、公示番号 海区第九号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業 時期

第一種区画漁業 かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置 鳥取県境港市外江町地先

(三) 漁場の区域 次の基点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第五号 外江町字西灘通の一、二千七百五十七番地鳥取県石標

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業 時期
第一種区画漁業 かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで
(二) 漁場の位置 鳥取県境港市外江町地先
(三) 漁場の区域 次の基点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第三号 外江町字北屋敷灘通金比羅川左岸先端

イ、基点第三号から零度二〇メートルの点

ロ、基点第三号から零度四二メートルの点

基点第四号 外江町字北屋敷通二千七百二十番地えびす神社囲北西隅

ハ、基点第四号から零度一二メートルの点

ニ、基点第四号から零度三四メートルの点

三、制限又は条件 なし
四、免許予定日 昭和三十八年九月一日
五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十八年八月二十日まで
六、地元地区 鳥取県境港市外江町
七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十二年八月三十一日まで

一、公示番号 海区第九号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業 時期

第一種区画漁業 かき養殖業 一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置 鳥取県境港市外江町地先

(三) 漁場の区域 次の基点イ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第五号 外江町字西灘通の一、二千七百五十七番地鳥取県石標

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二) 漁場の位置

(三) 漁場の区域

イ、基点第三号から零度二〇メートルの点

ロ、基点第三号から零度四二メートルの点

基点第四号

ハ、基点第四号から零度一二メートルの点

ニ、基点第四号から零度三四メートルの点

三、制限又は条件

四、免許予定日

五、申請期間

六、地元地区

七、存続期間

一、公示番号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二) 漁場の位置

(三) 漁場の区域

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二) 漁場の位置

(三) 漁場の区域

イ、基点第三号から零度二〇メートルの点

ロ、基点第三号から零度四二メートルの点

基点第四号

ハ、基点第四号から零度一二メートルの点

ニ、基点第四号から零度三四メートルの点

三、制限又は条件

四、免許予定日

五、申請期間

六、地元地区

七、存続期間

一、公示番号

二、免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二) 漁場の位置

(三) 漁場の区域

	柱
イ、基点第五号から零度二二メートルの点	
ロ、基点第五号から零度三四メートルの点	
基点第六号 外江町字西灘通の二、三千五百九十七の一番地北東角	
ハ、基点第六号から零度一〇メートルの点	
ニ、基点第六号から零度三二メートルの点	
三、制限又は条件 なし	
四、免許予定日 昭和三十八年九月一日	
五、申請期間 昭和三十八年七月十五日から昭和三十一年八月二十日まで	
六、地元地区 鳥取県境港市外江町	
七、存続期間 昭和三十八年九月一日から昭和四十三年八月三十一日まで	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

印刷者 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町